

○盛岡市環境学習広場条例

平成25年6月28日条例第30号

盛岡市環境学習広場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、環境学習広場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 自然環境の保全、循環型社会の形成及び再生可能エネルギーの利用に対する理解を深めるための体験学習の場を提供する施設として、環境学習広場を次表のとおり設置する。

名称	位置
盛岡市環境学習広場	盛岡市上田字上堤頭30番地10

(禁止行為)

第3条 環境学習広場（以下「広場」という。）においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 広場を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 樹木を伐採すること。
- (3) 土石、樹木等の物件を堆積すること。
- (4) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 市長が指定した立入禁止区域内に立ち入ること。
- (7) 市長が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。

(広場の使用)

第4条 広場の全部又は一部を独占的に使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広場の管理上適当でないとき。

3 市長は、広場の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(行為の制限)

第5条 広場において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (2) 業として写真又は映画の撮影その他これに類する行為をすること。
- (3) 音楽、芸能等の興行を行うこと。

- (4) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- (5) 印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
- (6) 火気を使用すること。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、広場の管理上必要があると認めるとき又は第4条第1項若しくは前条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項若しくは前条第1項の許可を取り消し、第4条第3項（前条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の条件を変更し、又は行為の中止若しくは広場からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により第4条第1項又は前条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 第4条第1項又は前条第1項の許可を受けた後において第4条第2項各号（前条第2項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 第4条第3項の条件に違反したとき。

(損害賠償)

第7条 広場を使用する者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第8条 広場の管理は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかったとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の手續)

第9条 広場の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

- (1) 市民の平等な使用が確保されること。
- (2) サービスの向上が図られること。
- (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

(指定等の告示)

第10条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(変更の届出)

第11条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第12条 指定管理者の行う広場の管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。
- (2) 取得した個人情報等を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第13条 広場の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の指定に係る協定に定められた事業を行うこと。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広場の管理に関すること。

(事業報告書の提出)

第14条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 管理経費の収支状況
- (3) その他市長が必要があると認めた事項

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、広場の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第9条及び第10条に規定する指定の手続等は、この条例の施行の前日においても行うことができる。

○盛岡市環境学習広場条例施行規則

平成25年6月28日規則第36号

盛岡市環境学習広場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡市環境学習広場条例（平成25年条例第30号。以下「条例」という。）の規定に基づき、及び条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 条例第4条第1項の許可を受けようとする者は、盛岡市環境学習広場使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

(使用の許可等)

第3条 条例第4条第1項の許可は、盛岡市環境学習広場使用許可書の交付をもってする。

2 前項の許可書の交付を受けた者は、環境学習広場（以下「広場」という。）を使用するときは、当該許可書を携帯し、職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(行為の許可申請)

第4条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は、盛岡市環境学習広場行為許可申請書を市長に提出しなければならない。

(行為の許可等)

第5条 条例第5条第1項の許可は、盛岡市環境学習広場行為許可書の交付をもってする。

2 前項の許可書の交付を受けた者は、広場を使用するときは、当該許可書を携帯し、職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指定管理者の指定の手続)

第6条 条例第9条第1項の規定による申請をしようとするものは、盛岡市環境学習広場指定管理者指定申請書に広場の管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第9条第2項の規定による通知は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）として指定する場合にあっては盛岡市環境学習広場指定管理者指定通知書により、指定管理者として指定しない場合にあっては盛岡市環境学習広場指定管理者不指定通知書により行うものとする。

(指定通知書等の掲示)

第7条 指定管理者は、前条第2項の盛岡市環境学習広場指定管理者指定通知書又は指定管理者の指定を受けている旨を広場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(条例第11条第1項の市長が定める事項)

第8条 条例第11条第1項の市長が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 指定管理者の代表者及び広場の長

- (2) 指定管理者の指定に際し、当該指定管理者の必要な要件として市長が指定した事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者の指定に係る協定に定められた事項

附 則

この規則は、条例の施行の日（平成26年4月1日）から施行する。